

(平成26年6月4日公表 事業者向けFAQより抜粋)

## 【小規模保育に関すること】

Q42) 小規模保育事業において、A型・B型・C型という3つのタイプが設けられたのは何故ですか。また、この3つのタイプごとの認可基準はどのような内容でしょうか。

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、既存の様々な事業形態からの移行を念頭に置きつつ、質が確保された保育を提供する観点から、小規模保育事業の認可基準を設定しています。

具体的には、様々な事業形態から新制度へ円滑に移行できるよう、保育所分園に近いA型、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近いC型、その中間的なB型の3つのタイプを設けることとしました。

また、A型・B型・C型それぞれの主な認可基準は下表のとおりですが、B型については自治体単独事業による保育事業やへき地保育所などからの移行を念頭に保育士割合については2分の1以上とし、C型については現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ現行の家庭的保育事業と同様の基準とし、また、保育の質を確保する観点から、全てのタイプにおいて連携施設の設定を求めることとしています。また、A型、B型について、小規模保育事業の特性を踏まえ、保育所の配置基準数よりも1名多く職員を配置することを求めています。さらに、B型については、保育士割合を高めた場合には、公定価格が上昇する仕組みを設けることとしています。

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有 (1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員
利用定員		20人以上	6～19人	6～19人	6～10人 経過措置あり
連携施設			連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり